

議案第75号 嘉麻市地域公共交通會議設置条例 の一部を改正する条例について

(補足説明資料)

平成28年8月26日
嘉麻市 庁舎・交通体系対策室

嘉麻市地域公共交通会議設置条例の改正理由

地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスターplanである嘉麻市地域公共交通網形成計画を法定計画として国から認定を受けるためには、地域住民や各種団体、利用者等の積極的な参加による計画策定の必要があります。



現在の嘉麻市地域公共交通会議の委員として、地域住民の代表等の委員を追加し、設置目的等において、地域公共交通網形成計画策定等の文言の追加等を行い、活性化再生法の改正に対応するため、嘉麻市地域公共交通会議設置条例の一部を改正するものです。

【法定計画として地域公共交通網形成計画策定による3つのメリット】

地域にとって望ましい公共交通網のマスターplanとしての法定計画が策定できる

計画策定段階での地域・事業者の意見を聞き、計画に反映できる

国等の補助金が活用できる(市の負担軽減)

※委員数増加に伴う報酬等の予算については、総務課所管の地域公共交通会議の予算において対応できるため、今回、補正予算の計上は行っておりません。

嘉麻市地域公共交通会議設置条例【第1条関係】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく嘉麻市地域公共交通網形成計画を策定するための項目を設置目的として追加するため

現在

【目的】

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、嘉麻市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

【改正理由】

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく市町村有償運送（79条）によるバス等の旅客運送の確保が目的であったが、地域公共交通網形成計画の根拠法令である、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、持続可能な地域公共交通網の活性化及び再生の推進を図るため、協議調整に関する事項を追加

※その他修正箇所は、文言等の整理

改正

【設置】

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第3条の規定による、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進を図るために必要な事項を協議調整するため、嘉麻市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

嘉麻市地域公共交通会議設置条例【第2条関係】

持続可能な地域公共交通網を形成するにあたり、地域公共交通網形成計画を策定し、国等の補助金の活用を図るため

現在

【協議事項】

- (1) 市の総合的な交通施策に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (3) 市が運営する有償運送の必要性・旅客から收受する対価に関すること。
- (4) その他地域の旅客運送サービスに関すること。

【改正理由】

地域公共交通網形成計画の策定や変更、事業の実施の連絡調整について協議し、地域公共交通網形成計画に基づく、新たな路線の構築に係る国等の補助金の活用に関する地域公共交通確保維持改善事業の協議について所掌に追加

※その他修正箇所は、文言等の整理

改正

【協議事項】

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。
- (4) 活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (5) 網形成計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

嘉麻市地域公共交通会議設置条例【第3条関係】

地域全体を見渡した総合的な嘉麻市地域公共交通網形成計画の策定において必要となる地域の合意（委員の追加）を得るため

現在

【委員構成】 委員12人

- (1)副市長
- (2)一般旅客事業者運送事業者又はその組織する団体等が推薦する者 3人以内
- (3)関係機関の職員 4人以内

【改正理由】

法定計画として、嘉麻市地域公共交通網形成計画を策定するにあたり、地域公共交通に関する専門的な見地、先進的な事例等に関するアドバイスを得るために学識経験者を追加するとともに、地域住民や各種団体、利用者の積極的な参加による計画策定が必要であるため

※その他修正箇所は、文言等の整理

- (4)市民からの公募による者 2人以内
- (5)その他市長が必要と認める者 2人以内

改正

【委員構成】 委員17人

- (1)副市長
- (2)一般旅客事業者運送事業者又はその組織する団体等が推薦する者 3人以内
- (3)関係機関の職員 4人以内

- (4)市民で組織された団体の代表者又はその団体が推薦する者 4人以内
- (5)学識経験者 1人以内

- (6)市民からの公募による者 2人以内
- (7)その他市長が必要と認める者 2人以内

※委員構成について、次頁添付

現在

【委員構成】

所 属	氏 名	備 考
嘉麻市副市長	白石 二郎	会長
西鉄バス筑豊(株) 代表取締役社長	浦野 俊秀	副会長
福岡県筑豊地区タクシー協会 嘉飯山部会長	野上 英敏	
一般社団法人福岡県バス協会 専務理事	中川原 達也	
国土交通省九州運輸局福岡 運輸支局 支局長	西 正博	
福岡県交通運輸産業労働組合協議会 西鉄グループバス労働組合書記長	加賀 利広	
福岡県飯塚県土整備事務所 地域整備企画監	吉田 達矢	
福岡嘉麻警察署交通課 課長	金子 健一	
公募委員	平尾 節子	
〃	池田 幸子	
その他市長が必要と認める者	－	※非委嘱
〃	－	※非委嘱

改正

【委員構成】

所 属	氏 名	備 考
嘉麻市副市長	白石 二郎	
西鉄バス筑豊(株) 代表取締役社長	浦野 俊秀	
福岡県筑豊地区タクシー協会 嘉飯山部会長	野上 英敏	
一般社団法人福岡県バス協会 専務理事	中川原 達也	
国土交通省九州運輸局福岡 運輸支局 支局長	西 正博	
福岡県交通運輸産業労働組合協議会 西鉄グループバス労働組合書記長	加賀 利広	
福岡県飯塚県土整備事務所 地域整備企画監	吉田 達矢	
福岡嘉麻警察署交通課 課長	金子 健一	
公募委員	平尾 節子	
〃	池田 幸子	
市民で組織された団体の代表者又はその団体が推薦する者	○○ ○○	区長会から推薦
〃	○○ ○○	
〃	○○ ○○	
〃	○○ ○○	
学識経験者	○○ ○○	大学教授等
その他市長が必要と認める者	○○ ○○	商工関係者(想定)
〃	○○ ○○	教育関係者(想定)

嘉麻市地域公共交通会議設置条例【第5条関係】

正副会長の決定等に関する規定について、他の条例と整合性を図るため

現在

【会長及び副会長】

- 1 交通会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、副市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

改正

【会長及び副会長】

- 1 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

嘉麻市地域公共交通会議設置条例【第6条関係】

議事の決定方法に関する規定について、他の条例との整合性を図るため

現在

【会議】

- 1 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、原則として出席委員の全会一致で決するものとする。ただし、これにより難いときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議において、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議の出席を依頼し、助言を求めることができる。

改正

【会議】

- 1 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議において、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議の出席を依頼し、助言を求めるができる。

嘉麻市地域公共交通会議設置条例【附則関係】

新条例における委員の任期の調整、正副会長の空白期間を防ぐため

現在

【附則】

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

改正

【附則】

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嘉麻市地域公共交通会議設置条例（以下「新条例」という。）の施行の日以後最初に新条例第3条第2項第4号及び第5号の規定に基づき委嘱される委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年8月31日までとする。

3 新条例第5条の規定の適用については、同条第2項の規定により会長及び副会長が互選されるまでの間は、なお従前の例による。

嘉麻市地域公共交通網形成計画の諮問(案)

28嘉庁第〇〇〇号
平成28年〇〇月〇〇日

嘉麻市地域公共交通会議
会長 ○ ○ ○ ○ 殿

嘉 麻 市 長 赤 間 幸 弘

地域公共交通体系の見直しに伴う下記事項について、嘉麻市地域公共交通会議設置条例（平成27年嘉麻市条例第3号）第2条第1項第4号の規定により、貴会議の意見を求める。

記

1 地域公共交通体系の見直しに伴う地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定される地域公共交通網形成計画の策定に関すること。

諮 問 理 由

○○○○○○○○○○

※諮問理由については、今後検討予定